

健康寿命の延伸を推進するための組織改革について ～持続可能な社会保障制度の確立のための改革～

高齢化の進展等を踏まえ、「日本再興戦略」において、「国民の健康寿命の延伸」が政策目標に掲げられるとともに、昨年成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（いわゆるプログラム法）においても、『健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する』ことが強く要請されている。

このため、健康局を再編し、特定健診・特定保健指導、がん検診等の健診の見直し・推進、生活習慣病の早期治療等による重症化予防等を通じて、健康寿命の延伸を図り、もって国民の生活の質の向上と持続可能な社会保障制度の確立を推進する。

- ①健康局の「がん対策・健康増進課」・「疾病対策課」・「結核感染症課」の3課を、「健康課（仮称）」・「がん・疾病対策課（仮称）」・「難病対策課（仮称）」・「結核感染症課（仮称）」の4課に再編成する。
- ②健康局の「生活衛生課」・「水道課」を、医薬食品局食品安全部へ移管し、局名を「医薬・生活衛生局（仮称）」、部名を「生活衛生・食品安全部（仮称）」とする。

